

西伯病院からのお知らせ

糖尿病、高血圧、脂質異常症で通院中の方へ

2024年6月以降「生活習慣病管理料」を算定します

厚生労働省が発表した診療報酬改定により、糖尿病、高血圧、脂質異常症（コレステロールや中性脂肪）のいずれかで通院している場合、2024年6月以降、診療費が変わります。

これまで「特定疾患療養管理料」の算定対象となっていた患者さんは、概ね、6月以降は「生活習慣病管理料」の算定に変わります。

「生活習慣病管理料」を算定する患者さんには、医師からきちんと説明をいたしますので、ご協力をお願いします。

- インスリン、GLP-1 受容体作動薬などを使用中の患者様は該当しません

変更点は以下の通りです

- 患者さんにより、窓口負担額が約-50円～+1200円（自己負担割合にもよる）変わります
- 患者さんの日頃の生活習慣をスタッフが確認し、必要に応じてアドバイスをいたします
- 生活習慣病の治療に関する療養計画書を定期的にお渡しします

南部町国民健康保険 西伯病院
院長 長谷川 純一